

やまゆり・雪窓・たんぽぽ保育園入園児の申し込みを受け付けます

保育園では、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願って保育をしています。遊びを通してさまざまな体験をすることにより、体力や意欲を養い、友だちとの関わりの中で思いやりの心が育つことを大切に与えて取り組んでいます。

入園基準

- ① 保護者が家庭の外で仕事をしている場合。
 - ② 保護者が家庭の中で児童と離れて家事以外の仕事(自営業・内職など)をしている場合。
 - ③ 保護者が病気、負傷、心身に障害を有する場合。
 - ④ 保護者が出産の前後(原則として産前・産後2ヶ月間)である場合。
 - ⑤ 保護者が長期にわたる病人、または心身に障害を有する同居の親族を常時介護している場合。
 - ⑥ 保護者が求職中(原則として3ヶ月間)の場合。
 - ⑦ 家庭に火災や風水害等の災害があった場合。
- ※①～⑦のいずれにも該当しない場合は、入園申込書を提出されても保育園でお預かりできませんので、ご承知おきください。

新規募集園児数

- やまゆり保育園：30名程度
- 雪窓 保育園：50名程度
- たんぽぽ保育園：希望人数に応じて調整します。

※入園年齢は4月初日の年齢で判断します。

やまゆり・雪窓保育園の新規募集は、3歳児が中心(3歳未満児についても募集します)、たんぽぽ保育園は3歳未満児のみになります。なお、募集園児数を超える申し込みがあった場合や年度途中の申し込みの場合、勤務証明書の内容等により入園できないことや、他の保育園に入園していただくことがあります。

保育時間・延長保育

○やまゆり・雪窓保育園

【保育時間】

- 平日 午前8時～午後4時
 - 土曜日(希望保育) 午前8時～正午
- 【延長保育】
● 朝(平日、土曜日)

- 午前7時30分～午前8時
 - 夕(平日) 午後4時～午後7時
 - (土曜日) 正午～午後6時
- ※延長保育料は30分につき70円です。
○たんぽぽ保育園(3歳未満児専門)

【保育時間】

- 平日 午前7時45分～午後5時30分
- 土曜日(希望保育) 午前7時45分～午後1時30分

【延長保育】

- 朝(平日、土曜日) 午前7時30分～午前7時45分
 - 夕(平日) 午後5時30分～午後7時
 - (土曜日) 午後1時30分～午後3時
- ※延長保育料は30分につき140円です。(午前7時30分～午前7時45分の15分間は70円です。)

保育料

4月～6月の保育料は平成25年分の保護者等の所得税額等によって暫定で決定し、入園後の4月中旬に通知します。正式な決定は、6月に町県民税額が確定した後、7月に通知します。

【広域入所】

町内にお住まいで、保護者の勤務の都合などで、町外の保育園に入園を希望される方も申し込みが必要になります。

申込期間

平成26年度に入園を希望される方は、10月15日(火)～11月15日(金)午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)までにお申し込みください。※申込期間外の提出は、原則受け付けませんので、ご承知おきください。

申込方法

町民課子ども係、やまゆり・雪窓・たんぽぽの各保育園に10月15日(火)から申込書を用意します。申込書に必要事項をご記入のうえ、申込期間中に、町民課子ども係まで提出してください。

今回の申し込みより勤務証明書の内容が変更になっておりますので、ご協力をお願いします。

※既に入園されている園児が引き続き入園を希望される場合も申し込みが必要です。

また、育児休暇等の関係で年度途中の入園を予定されている方も、申込期間中にお申し込みください。

申し込み・問い合わせ先

町民課子ども係(内線47・74)

(別表) (第3条関係)

保育料月額徴収基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 非課税の母子世帯等	0
		2 非課税の母子世帯等以外の世帯	6,000 (3,000)
第3	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 均等割のみの母子世帯等	11,000 (5,500)
		2 均等割のみの母子世帯等以外	12,000 (6,000)
		3 所得割の母子世帯等	16,000 (8,000)
		4 所得割の母子世帯等以外	17,000 (8,500)
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 23,000円未満	23,000 (11,500)
		2 23,000円以上40,000円未満	30,000 (15,000)
第5	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 40,000円以上50,000円未満	35,000 (17,500)
		2 50,000円以上70,000円未満	38,000 (19,000)
		3 70,000円以上103,000円未満	43,000 (21,500)
第6	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 103,000円以上153,000円未満	48,000 (24,000)
		2 153,000円以上413,000円未満	53,000 (26,500)
第 7	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	413,000円以上734,000円未満	55,000 (27,500)
第 8	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	734,000円以上	56,000 (28,000)

()は半額の場合

備 考

1 同一世帯から2人以上の児童が保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合は、保育園に入園している児童について、2人目が半額、3人目からは無料になります。

階層区分	児 童	徴収金の額
第2～第8階層に属する世帯	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、最年長児	徴収基準額表に定める額
	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、次年長児	徴収基準表に定める額×1/2
	上記1に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、上記以外の児童	0円

※所得税の扶養控除については廃止となりましたが、保育料については廃止前の所得税で算定します(平成24年度保育料から適用)。

申し込み先
 雪窓保育園(32) 4166
問い合わせ先
 町民課こども係(内線47・74)
 雪窓保育園(32) 4166

一時保育
 町内に居住し、入園していない児童が対象です。
 保護者の仕事(求職活動など)、出産、病气やケガ、看護・介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消等で、緊急または一時的に家庭で子どもの保育をすることができない場合に利用できます。一時保育料がかかります。
 月曜～金曜日は雪窓保育園で実施しています。雪窓保育園に直接お申し込みください。
 初めて利用される場合、事前に面談を行いますので、早めにお問い合わせください。

入園するほどではないけれど、困ったときは…